○東北地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山形県東村山郡中山町大字向新田字向野三八七番から同町大字向新田字向野三八四番一まで	前	三三・五五～六三・七六メートル	〇・〇三四キロメートル	
	後	三三・五五～五六・〇五メートル	〇・〇三四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
須賀川市仁井田字大谷地三八九番二から郡山市日和田町字五庵三番一まで	前	A　八・三〇～八九・一〇メートル	一二・五七三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二〇・八〇～一二二・八〇メートル	一三・四七四キロメートル	
	後	B　二〇・八〇～一二二・八〇メートル	一三・四七四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十七号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第七条第一項の規定に基づき、宮城県知事に代わって東北地方整備局長において施行中の特定災害復旧等海岸工事について、その一部を完了したので、同法施行令（平成二十三年政令第百十四号）第十二条第一項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年四月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

工事を完了した区域	工事の種類	工事完了の日
宮城県仙台湾沿岸仙台海岸深沼地区海岸（宮城県仙台市若林区荒浜字南官林五十四番七地内から同県同市同区井土字須賀三番三地先までを除く。）同名取海岸閖上、北釜地区海岸及び同岩沼海岸相ノ釜納屋地区海岸（平成十二年建設省告示第千八百十一号で公示した海岸法第六条第一項の規定に基づく直轄工事の区域を除く。）に係る海岸保全区域の区域（深沼漁港に係る漁港区域と重複する区域を除く。）	海岸保全施設の特定災害復旧	平成二十八年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月一日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　館林都市計画道路事業三・四・十一号中央通り線及び三・四・十五号大手町大街道線

三　事業施行期間　自平成二十八年四月一日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　群馬県館林市本町一丁目及び本町二丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月一日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　水戸・勝田都市計画道路事業三・四・百四十四号上菅谷・下菅谷線

三　事業施行期間　自平成二十八年四月一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　茨城県那珂市菅谷字中宿東、字中宿西、字下宿東及び下宿西地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月一日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画河川事業第五号石神井川及び第六号神田川

三　事業施行期間　自平成二十八年四月一日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都練馬区高松二丁目、高松三丁目、貫井二丁目、貫井五丁目及び豊玉中三丁目並びに中野区野方五丁目地内

使用の部分　東京都練馬区高松三丁目、貫井二丁目、貫井四丁目、貫井五丁目、向山一丁目、向山二丁目、向山四丁目、中村北一丁目、中村北二丁目、練馬三丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五丁目、豊玉北六丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目、豊玉南二丁目及び豊玉南三丁目並びに中野区丸山二丁目、野方五丁目及び野方六丁目地内

○関東地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字風早三三五〇番一から甲斐市下今井字古町二一八番四まで	前	A　六・七六～五七・九三メートル	二二・五二三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一二・〇〇～一九・五〇メートル	一四・五一九キロメートル	
	後	B　一二・〇〇～一九・五〇メートル	一四・五一九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所